

平成29年（2017年）第4回紀北町議会臨時会会議録

第 1 号

平成29年10月10日（火曜日）

招集年月日 平成29年10月10日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成29年10月10日（火）

応招議員

| | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1 番 | 大西瑞香 | 2 番 | 原 隆伸 |
| 3 番 | 奥村 仁 | 4 番 | 樋口泰生 |
| 5 番 | 太田哲生 | 6 番 | 瀧本 攻 |
| 7 番 | 近澤チヅル | 8 番 | 入江康仁 |
| 9 番 | 家崎仁行 | 10番 | 玉津 充 |
| 11番 | 奥村武生 | 13番 | 東 清剛 |
| 14番 | 平野隆久 | 15番 | 中津畑 正量 |

不応招議員

な し

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

| | | | |
|---------|-------|---------|------|
| 町 長 | 尾上壽一 | 副 町 長 | 中場 幹 |
| 総 務 課 長 | 濱田多実博 | 財 政 課 長 | 上野和彦 |
| 福祉保健課長 | 中村吉伸 | 海山総合支所長 | 玉津裕一 |

職務の為出席者

| | | | |
|--------|------|-----|------|
| 議会事務局長 | 脇 俊明 | 書 記 | 佐々木猛 |
| 書 記 | 奥川賀夫 | 書 記 | 家倉義光 |

議事日程（第1号）

- | | |
|-----------|------------------------|
| 第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 第2 | 会期の決定 |
| 第3 | 諸般の報告 |
| 第4 議案第50号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 第5 議案第51号 | 平成29年度紀北町一般会計補正予算（第4号） |

会議録署名議員

2番 原 隆伸

4番 樋口泰生

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

玉津 充議長

皆さん、おはようございます。先日は管外視察研修、どうもご苦勞様でした。
定刻になりましたので、ただいまから、平成29年第4回紀北町議会臨時会を開会します。
これより本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達しております。
議事日程につきましては、お手元に配付したとおりであります。
それでは、議事日程を議会事務局長に朗読させます。
協議会事務局長。

脇 俊明議会事務局長

皆さんおはようございます。
平成29年第4回紀北町議会臨時会議事日程（第1号）
平成29年10月10日（火曜日）午前9時30分 開議

- | | |
|----|-------------------------------|
| 第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 第2 | 会期の決定 |
| 第3 | 諸般の報告 |
| 第4 | 議案第50号 専決処分の承認を求めることについて |
| 第5 | 議案第51号 平成29年度紀北町一般会計補正予算（第4号） |
- 以上でございます。

玉津 充議長

これより、本日の会議を開きます。

日程第1

玉津 充議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に
2番 原 隆伸君
4番 樋口泰生君

のご兩名を指名します。

日程第2

玉津 充議長

次に、日程第2 会期の決定の件を議題とします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

玉津 充議長

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定しました。

日程第3

玉津 充議長

次に、日程第3 諸般の報告を行います。

去る10月2日に議会運営委員会が開催され、本臨時会にかかる運営等について協議が行われました。その確認事項等についてご報告申し上げます。

まず、付議事件についてであります。

本臨時会の招集にあたり付議された事件は、議案第50号 専決処分の承認を求めることについてと、議案第51号 平成29年度紀北町一般会計補正予算(第4号)についての2件であります。

次に、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査についてであります。普通会計の平成29年度8月分と、水道事業会計の平成29年度8月分について、同条第3項の規定により監査委員から報告を受けております。

報告書は、議員控室に保管してありますのでご覧ください。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を求めましたところ、尾上町長はじめ議会の審議に必要な関係課長等の出席がありましたので、ご報告申し上げます。

以上で、諸般の報告を終わります。

玉津 充議長

それでは、これより議案の審議に入ります。

お諮りします。

各議案の審議にあたっては、会期を1日として決定したことにより、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略し、本会議において審議することとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

玉津 充議長

異議なしと認めます。

したがって、本議案の審議にあたっては委員会への付託を省略し、本会議で審議することに決定しました。

日程第4

玉津 充議長

日程第4 議案第50号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。本日は臨時会の開催要請をさせていただきましたところ、全員のご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

それでは、本議会臨時会に上程いたしました、議案第50号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第50号 専決処分の承認を求めることについてであります。9月28日の衆議院解散に伴う衆議院議員総選挙と最高裁判所裁判官国民審査の執行に際し、早急に準備を開始する必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により議会にこれを報告し承認を求めるものであります。

予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,584万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109億1,580万4,000円とするものであります。

以上、議案第50号につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長に説明をいたさせます。何とぞ、慎重審議のうえご可決賜りますようお願い

申し上げます。

玉津 充議長

続いて、内容説明を求めます。

上野財政課長。

上野和彦財政課長

皆様、おはようございます。それでは、議案第50号の内容説明をさせていただきます。議案書の1ページをご覧ください。

議案第50号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成29年度紀北町一般会計補正予算（第3号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

平成29年10月10日提出

紀北町長 尾上壽一

続いて、2ページをご覧ください。

専決第2号

専決処分書

平成29年度紀北町一般会計補正予算（第3号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

平成29年9月28日

紀北町長 尾上壽一

それでは、平成29年9月28日に専決しました予算書の1ページをご覧ください。

平成29年度 紀北町一般会計補正予算（第3号）

平成29年度紀北町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,584万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109億1,580万4,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

今回の補正につきましては、去る9月28日の衆議院の解散により、本日公示され、10月22日

に投開票予定の第48回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官の国民審査の執行に必要な所要額を計上したものでありますが、選挙準備等に要する期間が短く、早急な対応が必要なため、衆議院の解散の日に専決処分をさせていただいたものであります。

それでは、予算に関する説明書に基づき、歳入から説明させていただきます。予算書の6ページをご覧ください。第14款 県支出金、第3項 委託金、第1目 総務費委託金は、1,584万5,000円を増額し、3,879万2,000円とするものであります。衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官の国民審査にかかる執行委託料の増額によるものであります。

続いて、歳出の説明をさせていただきます。7ページをご覧ください。第2款 総務費、第4項 選挙費、第6目 衆議院議員選挙費は、1,572万5,000円を新たに増額するもので、衆議院議員選挙の執行に要する所要の経費であります。第8目 最高裁判所裁判官国民審査費は、12万円を新たに増額するもので、最高裁判所裁判官国民審査の執行に要する所要の経費であります。

続きまして、8ページをご覧ください。給与費明細書であります。1の特別職につきましては、今回の選挙執行にかかる投開票管理者や投開票立会人等の報酬126万1,000円の増額で、補正後のその他の特別職の報酬は、4,506万円となり補正後の特別職の総額としましては、1億4,269万1,000円となります。

9ページをご覧ください。2の一般職につきましては、同じく選挙執行にかかる時間外勤務手当343万6,000円及び管理職特別勤務手当38万4,000円、合わせて382万円の増額により、補正後の一般職の総額といたしましては、12億1,221万3,000円となります。

以上で、平成29年度紀北町一般会計補正予算（第3号）の説明を終らせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

玉津 充議長

以上で、議案の提案理由並びに内容説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

22日の総選挙の費用、県から委託を受けたということなのですが、同日に紀北町では、町長選と補選の選挙があり、その予算も組んであったと思いますけれども、重なる部分がかかりあ

と思うんですが、それは今後、町の費用は減額されるのかどうかお伺いします。

玉津 充議長

濱田総務課長。

濱田多実博総務課長

お答えいたします。おっしゃるとおりですね、町長選挙、それから町議会議員の補欠選挙、それぞれですね、町長の場合ですと、1,130万5,000円、それから町議会議員の補欠選挙では、1,045万円を計上させていただいております。今回の選挙と合わせるとですね、約3,760万円の予算となりますが、この中でですね、いわゆる投開票に要する費用につきましては、5つの選挙のやつで、最高裁判所の審査も含めると5つを執行させていただくということになりますので、それがですね、別々の人じゃなしに同じ人ができるということになりますので、その部分が大幅に減額されることとなると思いますので、そこらをですね、最終的に執行した額を精査しながらですね、3月補正で減額をさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

玉津 充議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

3月補正ということなんですけれども、精査して決めるということで、今、看板も提示されておまして、あれも足りたのかなという思いも掲示板の箇所は減っているのかなという思いもあるんですけれども、さあっとですね、なかなか町民の間に選挙をいくつせんなんのとかという啓蒙ですか、その部分が大変な、初めての状況がいっぱいあるので、どのように考えておられるのかどうかお伺いします。

玉津 充議長

濱田総務課長。

濱田多実博総務課長

衆議院の総選挙の場合ですね、今回は特に解散ということですね、なかなか周知期間ができないというのが現実だと思いますけども、そのあたりはですね、今、町としましては、町の行政放送等でお知らせをさせていただきたいというふうに思っております。それからですね、行政放送、いわゆる防災行政無線等を使ってですね、啓蒙していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

玉津 充議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

掲示板の数は今までより減っているような気がするんですけど、どうなのでしょう、そこらへんも。

玉津 充議長

濱田総務課長。

濱田多実博総務課長

答弁漏れでございました。申し訳ございません。掲示板の数につきましてはですね、合併以降ですね、100という数字でさせていただいております、その数については、前回も含めてですね、変更なしということでございます。以上でございます。

玉津 充議長

他に質疑される方はありませんか。

東 清剛君。

13番 東 清剛議員

今のところなんですけども、中身について説明されていなかったのですけれども、備品購入費で271万円ってございますけども、たぶん、今回は5つの投票箱を予定せんなんと思うのですけども、そのへんのことはどうなっておりますか、お答えください。

玉津 充議長

濱田総務課長。

濱田多実博総務課長

今回ですね、5つということで、これまでですと、最大3つがですね、あったということで、確かに2つ不足するということになります。合計ですね、投票箇所が30箇所ありますので、60個が不足するというので、それらもですね、今回、その費用の中で買えたらなというふうに考えております。

そのほかにですね、今回、備品につきましてはですね、今回、投開票に要するですね、投票用紙の読み取り、1機ですね、反転テラックといいまして、いくつか多数のですね、読み取りができるようなものをですね、今回、購入したいと思っておりますので、それも含めてですね、271万1,000円ということで計上させていただいております。投票箱、それから、先ほど申

しました分類機の反転ラックと、これを合わせて271万1,000円を予算計上させていただいてい
るところでございます。以上でございます。

玉津 充議長

ほかに質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

玉津 充議長

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

玉津 充議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

玉津 充議長

これで討論を終了し、採決します。

お諮りします。

日程第4 議案第50号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

玉津 充議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第5

玉津 充議長

次に、日程第5 議案第51号 平成29年度紀北町一般会計補正予算(第4号)についてを議題
とします。本件につきましては、家崎仁行君の兄弟姉妹の従事する業務に直接の利害関係のあ
る事件であることから、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、家崎
仁行君の退場を求めます。

(家崎仁行議員：退場)

玉津 充議長

それでは、提案者から提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、議案第51号の提案理由をご説明させていただきます。

議案第51号 平成29年度紀北町一般会計補正予算（第4号）についてであります。9月25日付けで三重県から内示がありました三重県障害者グループホーム緊急整備事業の執行のため、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109億3,080万4,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第51号につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長に説明をいたさせます。何とぞ、慎重審議のうえご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

玉津 充議長

続いて、内容説明を求めます。

上野財政課長。

上野和彦財政課長

それでは、議案第51号 平成29年度紀北町一般会計補正予算（第4号）の内容につきまして、説明させていただきます。予算書の1ページをご覧ください。

平成29年度紀北町一般会計補正予算（第4号）

平成29年度紀北町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109億3,080万4,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年10月10日提出

紀北町長 尾上壽一

今回の補正につきましては、紀北町内において、社会福祉関係の事業者が新設予定の障がい者グループホームに対し、整備費用の一部1,500万円を県と町で支援するもので、県からの補

助金の交付が急ぎよ決まったことを受け、施設整備の年度内完成のため、町からの補助金の予算計上が早急に必要となったことから補正予算をお願いするものであります。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、予算に関する説明書で歳入から説明をさせていただきます。

6ページをご覧ください。第14款 県支出金、第2項 県補助金、第2目 民生費補助金、750万円の増額は、障害者グループホーム緊急整備事業費補助金を新たに計上するものであります。第17款 繰入金、第1項 基金繰入金、第1目 財政調整基金繰入金、750万円の増額は、今回の補正予算に必要な一般財源として、財政調整基金から繰入を行うものでございます。

次に、歳出予算を説明させていただきます。

7ページをご覧ください。第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第3目 身体障害者福祉費は、1,500万円を増額し、5億4,873万8,000円とするものであります。障害者グループホーム緊急整備事業として、事業補助金1,500万円を新たに計上するものでございます。

以上で、議案第51号 平成29年度紀北町一般会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

玉津 充議長

以上で、議案の提案理由並びに内容説明を終わります。

それでは、質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

今、説明がありました9月25日付けで三重県から内示があり、急ぎよ決まったということなんですけども、三重県障害者グループホーム緊急整備事業についての詳しい説明をお願いしたいのと、それについて、紀北町内でどの事業所に決まったのか。議員に関係のある事業所というお話が先ほどありましたけれども、決まったのか、またどのような過程で決まったのか、詳しい説明をお願いします。

玉津 充議長

中村福祉保健課長。

中村吉伸福祉保健課長

三重県障害者グループホーム緊急整備事業につきましては、上限が1,500万円、そのうち三

重県が750万円、紀北町が750万円の整備事業でございます。

経緯のほうにつきましては、紀北地域におけるグループホームについては、平成27年8月に紀北地域協議会より、依然として高い需要があるにも関わらず紀北地域にはグループホームが足りていない状況等を踏まえ、障がい者のニーズに寄り添ったグループホームの在り方を検討するためにアンケート調査を各事業所、利用者さんに実施しておりました。その結果、グループホーム設置に向け、紀北圏域内の障がい者支援機関だけではなく、紀北圏域の高齢者入所施設運営法人などへ、グループホームの設置の協力依頼をすることになりました。

また、グループホームの考え方なんですが、紀北町の障がい者施策は、障害者総合支援法第88条に基づく、第4期紀北町障がい福祉計画にある、ともに支えあい、ともに暮らすことのできる地域づくりという基本理念の実現に向け、総合的かつ計画的に進める具体的な施策や事業等を定めております。グループホームについては、高齢化が進む障がい者の方と家族の現状を鑑み、親亡き後までも含めた、誰もが身近な地域で安心して生活できる住まいの充実を図るため、町内にグループホームの目標を、現在の1箇所から2箇所に供給体制を整備していくことを決めました。グループホームが地域内に配置されるよう、民間の事業者の誘致を進めておりました。

その整備計画の中で、地域において障がい者の方が暮らすためには、安心して生活できる住まいの確保が重要だと、民間業者である有限会社かとうさんがグループホーム設立に向けて取り組んでくれました。以上でございます。

玉津 充議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

詳しい説明がありました。三重県グループホーム緊急整備事業補助金は、私、ちょっとインターネットで調べてみましたら、28年度にも募集があつて、29年度にも募集が1件あつたんですけども、これのどちらにあたるのかなということがちょっとわからないのと、その中の障がい者グループホームの補助制度の中でですね、建設前年度の募集時期は6月下旬頃って書いてあるんですけど、前年度って、それが28年度の事業にあたるのか、29年度の事業にあたるのか、どちらかなのかなということをお伺いしたいのと、先ほど、課長が説明のありました、第4期紀北町障がい福祉計画の中にもですね、障がい者の高齢化や、障がい者の重度化、親亡き後で、紀北町としては、29年度までに生活支援拠点1箇所の整備を目指しますという計画があ

るんですけど、29年度に1箇所の整備を目指して、これに該当するのかなと思いますが、どうなのでしょう。紀北町としても進めていたと理解してよろしいのか、お伺いします。

玉津 充議長

中村福祉保健課長。

中村吉伸福祉保健課長

まず、この補助事業につきましては、平成29年度の予算でございます。平成29年度の当初予算に計上するには、平成27年、先ほど言った7月までに県へ手を挙げる必要があります。その時点では、まだ設置のほうを検討中でして、グループホームを新設すると決めた時点では、申請期間が終了していたこともあり、補助金の交付申請ができませんでした、当初では。それで、三重県グループホーム緊急整備事業の辞退が1件あったということから、県の補助金の追加募集があって、そこへ募集した経緯のほうになります。

また、必要性のところなんですけども、紀北地域協議会より、親亡き後だけではなく、若い頃からグループホームへ慣れるようにしていくべき。年を取ってから環境が変わると本人や受け止める側も大変になる。精神的自立や社会的自立を推し進めていったほうがよいというような意見もいただいております。また、グループホームを確保できればホームヘルプサービス利用で十分自立して暮らせる方が多いという意見もいただいております、実現のほうを目指しております。以上でございます。

玉津 充議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

その計画のこれにあたるのかどうかという、明確な答えがなかったのと、初めの質問でも、どこの事業所に決定したのかというお答えがなかった。ちょっと聞き漏れかもわからないんですけど、お願いします。これ3回目で全部言わなあかんのですね。

玉津 充議長

そうですね。

7番 近澤チヅル議員

3つ目といたしまして、グループホーム整備を計画している対象者としては、社会福祉法人等と書いてあるんですけども、その事業所は果たして、社会福祉法人ではないとは思われるところがある、どこってというお答えがまだないので、関係というところを想像すると、社会福

祉法人ではないような、そのところがちょっとわからないのと、それに向かって、もし、社会福祉法人であるならば、ないならば、どのような計画書とか、社会福祉法人に審査、共通の提出書面の中には、そういう項目もありますので、果たして、どういう書類、法人に向かって、どういう努力をされたのか。

そして、あと1,500万円の大金が、税金が民間施設で、紀北町の大切な、これからのグループホームに支払われるわけですが、その概要というのが、全然図面とか、そういう何人が入るようになるのかという説明が全然ないんですけれども、そこらへんの全体像のわかる資料を提出すべきではなかったのかと思いますが、そのところを最後にお尋ねいたします。

玉津 充議長

中村福祉保健課長。

中村吉伸福祉保健課長

いくつか質問があって、聞き漏れたところもあると思うのですが、またその都度、指摘のほうをお願いいたします。

まずはこの紀北地域、第4期紀北町障がい福祉計画、その中で平成29年度に1箇所を整備計画があります。その整備計画には合致しております。それと、グループホームの入所の概要なんですが、グループホームは木造2階建て376.78㎡、入所定員10名でございます。そして、1部屋のほうについては約6帖の、10室でございます。中のほうにつきましては、個室1人当たりについては6帖の10室ということで、1階部分に1部屋、2階部分のほうに9部屋になっております。それで中のほうにつきましては、事務所、トイレが6箇所、それで会議室、厨房、浴室が2箇所、脱衣室が2箇所、それで職員休憩室などのほうになっております。

それと、決定したほうの経緯については、先ほども有限会社かとうさんということで、説明のほうはさせてもらったんですが、その整備計画、紀北町の整備計画に則って、地域において、障がい者の方が暮らすために、安心して生活できる住まいの確保が重要だと、有限会社かとうさんがグループホーム設立に向けて取り組んでくれました。設立法人が社会福祉法人なのか、どうなのかというような質問なんですけど、申し訳ございません。今、たいきさんのほうの設立法人かどうかという登記のほうを持っていないもんですから。すみません、有限会社です。以上でございます。社会福祉法人の中に有限会社は含まれます。以上でございます。等の中に含まれます。

玉津 充議長

よろしいですか。ほかに質疑される方ありませんか。

奥村武生議員。

11番 奥村武生議員

グループホームの要綱があると思うのですが、この要綱というのは非常に大切になってくると思うんですね。その要綱について、簡潔にでも結構ですので、運営についてちょっとご説明いただければ、よろしくをお願いします。

玉津 充議長

中村福祉保健課長。

中村吉伸福祉保健課長

今、グループホームのほうについての要綱は、ちょっと持ってきていないものですから、グループホームの中身のほうについて、どういったのがあるかということで説明させていただきます。障がい者グループホームとは、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に援助するための障害者福祉サービスを行う事業所でございます。どのような生活をするかといいますと、障がい者グループホームでは、共同生活を行う住居として、主として夜間において、相談、入浴、排せつ、または食事、その他の必要な日常生活の援助を行うところでございます。以上でございます。

玉津 充議長

よろしいですか。

ほかに質疑される方はありませんか。

東 清剛君。

13番 東 清剛議員

今、施設の概要として376㎡の木造だという話ですが、これは県費が750万円、町費も750万円出すわけですが、このへんが、建築費用が概略ですよ、どれくらいのもので、補助率としてどれだけ補助を受けるのかというところがわかっていませんので、よろしく願いいたします。

玉津 充議長

中村福祉保健課長。

中村吉伸福祉保健課長

今回のグループホームは、先ほど、前議員に説明したとおり、木造2階建ての376.78㎡でござ

ございます。総事業費のほうにつきましては、7,923万200円、それで県補助のほうについては、1,500万円を上限として県のほうが750万円、町のほうが750万円でございます。以上でございます。

玉津 充議長

東 清剛君。

13番 東 清剛議員

聞き漏れました。7,900万円くらいですね。その中で上限が決まっているだけで、あとは、率はそれを計算しろということになるのかな。何割の補助。今までは何パーセントの補助とかってというのがあったんでしょうけども、そのへんのことと。

今まで、多分、私の理解がちょっと足らんかわかんけども、町が施設に対して負担をしておったようなことってあったんですか。そのへんの、これ半額ですよ。補助金の半額は町費でみるわけですけども、そのへんのところを教えてください。

玉津 充議長

中村福祉保健課長。

中村吉伸福祉保健課長

総事業費のほうにつきましては、7,923万4,200円でございます。この補助事業のほうにつきましては、上限が1,500万円、そういうふうに限られておまして、そのうち県の補助金が750万円、それから町の補助金が750万円の1,500万円ということでございます。

それから、このグループホームのほうにつきましては、現在、町内に1箇所しかなく、親亡き後のほうを考えると、紀北町障害者福祉計画の中では、供給体制を1棟から2棟へということで考えております。その中で今までこういった補助金のほうについては、三重県障害者グループホーム緊急整備事業のほうについては、使われてございませんでした。以上でございます。

13番 東 清剛議員

議長、答弁漏れです。町費は今まで足したことがあるのかどうか。

玉津 充議長

町費を今まで負担したことがあるのかという質疑です。

中村福祉保健課長。

中村吉伸福祉保健課長

今まで、この補助金のほうについては初めてでして、町費のほうを投入したということはご

ございません。以上でございます。

玉津 充議長

東 清剛君。

13番 東 清剛議員

そうすると、いろいろ今までのやり方と変わってきたところがあるわけですね。物がどんだけのものがあったとしても、上限が決まっているという格好ですから、少なくすれば少なくて済むかもしれませんし。ただ、これ補助金1,500万円は上限でしょうけれども、どのような決め方で、仮に2,000万円のものであったら、上限1,500万円出すのかどうかということまでありますので、そのへんの率、ある程度把握されているんだと思うのですけども、そのへんのことも、今後の課題でしょうけどもね。

もう1つ、町費を出して、少なくとも施設としたら、当然必要な施設ですから、大いに整備はしていかないといけないもんだと思いますのでね。ただ、今回初めてのケース、750万円を町費から出すということですから、そのへんは今後いろいろと問題があるやもしれませんので、よく検討してください。

玉津 充議長

中村福祉保健課長。

中村吉伸福祉保健課長

障害者総合支援法の中で第4期紀北町障がい福祉計画のほうが策定されております。その中で障がい者グループホームのほうについては、高い需要があつて緊急の課題があるということで重要だと認識しております。その中で今回、整備のほうを実施させていただきました。以上でございます。

玉津 充議長

ほかに質疑される方はありませんか

(発言する者なし)

玉津 充議長

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

原 隆伸君。

2番 原 隆伸議員

議案第51号 平成29年度紀北町一般会計補正予算（第4号）について、今まで、いろいろ聞いてきたんですけど、この問題については、初めて補助金を、町費をつぎ込むということでございます。これは前例となりますので、項目がグループホームということでもありますけれども、ほかの社会福祉に関する問題が今後出てきたときにですね、これが前例となっただいかんなどということをちょっと懸念するわけです。それと、今、選挙期間中でございますので、これを可決するということはですね、選挙の趣旨に反することにもなると思います。そのことによって、私は今回これを結論を出すということは避けたほうがいいと、継続審査ということでしたいただければと思います。以上、よろしく申し上げます。

玉津 充議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

今回のこの議案につきまして、障害者福祉計画を示す計画が示され、その中でホームが不足しているので増やすべきだという答申があったと。他方、家族の間においてですね、老々介護という問題が出てきており、なおかつ、親戚等も投入して面倒をみなくてはならないという、非常に緊急の状態にあることもあります。私自身としましては、本来は、これは公共で整備するものであると思う部分もあるわけですが、そのへんはまだ自分自身の中で整備されておられません。なお、今回の議案にあたって、グループホームの要綱に沿って行われるということを条件いたしまして賛成するものであります。以上であります。

玉津 充議長

次に、原案に反対討論される方はありませんか。

（ 発 言 す る 者 な し ）

玉津 充議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

（ 発 言 す る 者 な し ）

玉津 充議長

これで討論を終了し、採決します。

お諮りします。

日程第5 議案第51号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

玉津 充議長

挙手多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

ここで、家崎仁行君の除斥を解きます。入場を許可します。

(家 崎 仁 行 議 員 : 入 場)

玉津 充議長

以上で本日の日程はすべて終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

玉津 充議長

それでは、これで平成29年第4回紀北町議会臨時会を閉会します。

(午前 10時 15分)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成 29 年 11 月 10 日

紀北町議会議長 玉津 充

紀北町議会議員 原 隆伸

紀北町議会議員 樋口泰生